

2020年11月6日

株式会社山陰合同銀行

「ごうぎんインターネットバンキングサービスご利用規定」改定のお知らせ

弊行では、野村証券株式会社との「金融商品仲介業務における包括的業務提携」に伴い、2021年1月8日をもって「インターネット投信サービス」を終了することとなりました。（「インターネット投信サービス」をご利用中のお客様につきましては、今後は野村証券株式会社のオンラインサービスをご利用いただける予定です。）

これに伴いまして、「ごうぎんインターネットバンキングサービスご利用規定」を改定いたしますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 改定内容

下表のとおり改定いたします。（下表では、改定する条項のみ記載しております。）

改定前	改定後
<p>第1条 サービスの概要</p> <p>1. サービス内容</p> <p>(1) 基本サービス</p> <p>「照会サービス」、「振替・振込サービス」、「定期預金取引サービス」、「積立定期預金取引サービス」、「<u>投資信託取引サービス</u>」、「外貨預金取引サービス」、「住宅ローンWeb受付サービス」、「税金・各種料金の払込みサービス」、「WEB口座切替サービス」、「住所・電話番号変更サービス」</p> <p>2. 利用いただける方</p> <p>(4) 「<u>投資信託取引サービス</u>」および「外貨預金取引サービス」については別途定めがあります。</p> <p>3. 使用できる端末</p> <p>(2) モバイル機器等(携帯電話会社と情報提供サービスを契約済の携帯電話機等で、以下「携帯電話」といいます。) なお、携帯電話では「積立定期預金取引サービス」、「<u>投資信託取引サービス</u>」、「外貨預金取引サービス」、「住宅ローンWeb受付サービス」等、一部のサービスは利用できません。</p>	<p>第1条 サービスの概要</p> <p>1. サービス内容</p> <p>(1) 基本サービス</p> <p>「照会サービス」、「振替・振込サービス」、「定期預金取引サービス」、「積立定期預金取引サービス」、「外貨預金取引サービス」、「住宅ローンWeb受付サービス」、「税金・各種料金の払込みサービス」、「WEB口座切替サービス」、「住所・電話番号変更サービス」</p> <p>2. 利用いただける方</p> <p>(4) 「外貨預金取引サービス」については別途定めがあります。</p> <p>3. 使用できる端末</p> <p>(2) モバイル機器等(携帯電話会社と情報提供サービスを契約済の携帯電話機等で、以下「携帯電話」といいます。) なお、携帯電話では「積立定期預金取引サービス」、「外貨預金取引サービス」、「住宅ローンWeb受付サービス」等、一部のサービスは利用できません。</p>

<p>6.口座の種類</p> <p>(1)サービス利用口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替・振込資金等の引落口座の「支払元口座」、振替資金等の入金口座の「振替入金口座」、照会サービスで利用する「照会サービス対象口座」、定期預金取引における「定期預金」、積立定期預金取引における「積立定期預金」、<u>投資信託取引における「証券口座指定預金口座」、外貨預金取引における「外貨普通預金口座」「外貨定期預金口座」</u>を総称して、サービス利用口座といたします。 	<p>6.口座の種類</p> <p>(1)サービス利用口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替・振込資金等の引落口座の「支払元口座」、振替資金等の入金口座の「振替入金口座」、照会サービスで利用する「照会サービス対象口座」、定期預金取引における「定期預金」、積立定期預金取引における「積立定期預金」、外貨預金取引における「外貨普通預金口座」「外貨定期預金口座」を総称して、サービス利用口座といたします。
<p><u>第9条 投資信託取引サービス</u></p> <p>1.サービス内容</p> <p><u>端末からの依頼に基づき投資信託受益権の購入、換金等の申込およびこれらに付随する取引の依頼を受付するサービスをいたします。</u></p> <p>2.ご利用いただける方</p> <p>(1)<u>20歳以上の個人で、当行所定の条件を満たす方。</u></p> <p>(2)<u>「インターネットバンキングサービス」契約のある方。なお、「モバイルバンキングサービス」では利用できません。</u></p> <p>(3)<u>事前に店頭で証券口座を開設しており、投資信託受益権の購入代金等の引落口座として指定した普通預金口座(以下、「指定預金口座」といいます)を本サービスのサービス利用口座として登録している方。</u></p> <p>3.投資信託取引の範囲</p> <p><u>当行が当該サービスにて取扱う投資信託取引の範囲は、投資信託受益権の購入、換金等(当行所定の投資信託に限ります。)の申込、残高等の照会および積立投信取引等の各種登録とします。ただし、以下に該当する取扱はしません。</u></p> <p>(1)<u>証券口座の解約</u></p> <p>(2)<u>受益権の他販売会社との振替</u></p> <p>(3)<u>障害者等の少額貯蓄非課税制度を利用する購入申込</u></p> <p>(4)<u>スイッチング</u></p>	<p>(削除)</p>

4.その他留意事項

- (1)当該サービスの契約者(以下「投信契約者」といいます。)が購入等の取引を行う場合には、当該投資信託の目論見書および契約締結前交付書面を電磁的方法により遅延なく交付します。また、取引に際して、投信契約者は目論見書および契約締結前交付書面等の内容を十分理解のうえ自らの判断と責任において依頼するものとします。
- (2)投信契約者は、当行が別途定める「電子交付サービスご利用規定」に承諾の上、取引報告書等の電子交付サービスを利用できるものとします。
- (3)投信契約者が投資信託受益権の購入、換金等の申込(積立投信取引による登録を含みます。)の投資信託取引を行った後は、当行は法令等で定められた取引内容を記載した書面を届出の住所に送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。ただし、(2)の電子交付サービスを申込まれている場合は、「電子交付サービスご利用規定」に基づき、電子交付書面を交付します。
- (4)一取引あたり、および 1 日あたりの取引金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行は投信契約者に事前に通知することなく一取引あたり、および 1 日あたりの上限金額を変更することがあります。ここでいう「1 日」の起点は、毎日 15 時とします。
- (5)取引の実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行休業日の場合は、「翌営業日扱」となります。
- (6)投資信託受益権の購入、換金等の申込(積立投信取引による登録を含む)についてその取引の取消および変更を行う場合は、当行所定の時限までに当行所定の方法により依

<p>頼を行うものとしします。なお、所定の時限を過ぎての取消および変更の依頼は受付できません。</p> <p>(7)指定預金口座からの投資信託購入代金の支払については、各種預金規定にかかわらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p>(8)取引の状況等により、当行の判断で取引を停止する場合があります。</p> <p>5.以下のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(1)証券口座または指定預金口座が解約済のとき。</p> <p>(2)購入代金が指定預金口座の支払可能金額を超えるとき。</p> <p>(3)差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。</p> <p>(4)指定預金口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行ったとき。</p> <p>(5)当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかったとき。</p>	
第10条 外貨預金取引サービス	第9条 外貨預金取引サービス
第11条 住宅ローンWeb受付サービス	第10条 住宅ローンWeb受付サービス
第12条 税金・各種料金の払込みサービス	第11条 税金・各種料金の払込みサービス
第13条 WEB口座切替サービス	第12条 WEB口座切替サービス
第14条 住所・電話番号変更サービス	第13条 住所・電話番号変更サービス
第15条 お客さま情報変更サービス	第14条 お客さま情報変更サービス
第16条 Eメール通知サービス 1.サービスの内容 (1)取引結果の通知 振替・振込・定期預金・投資信託取引等の受付・処理状況をEメールで通知します。	第15条 Eメール通知サービス 1.サービスの内容 (1)取引結果の通知 振替・振込・定期預金等の受付・処理状況をEメールで通知します。
第17条 「パスワード」等の管理	第16条 「パスワード」等の管理
第18条 使用端末の紛失・盗難	第17条 使用端末の紛失・盗難
第19条 届出事項の変更	第18条 届出事項の変更
第20条 解約等 4.投資信託取引サービス 証券口座または指定預金口座が解約された場合、投資信託取引サービスは解約されたものと	第29条 解約等 (削除)

<p>みなします。</p> <p>5.解約後の処理 振替・振込サービス、定期預金取引サービス、積立定期預金取引サービスおよび投資信託取引サービス依頼後、当行で処理を完了するまでに本サービスが終了した場合には、当行はその処理をする義務を負いません。</p> <p>6.強制解約</p> <p>7.反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>8.サービス利用口座・振込先口座の削除</p>	<p>4.解約後の処理 振替・振込サービス、定期預金取引サービスおよび積立定期預金取引サービス依頼後、当行で処理を完了するまでに本サービスが終了した場合には、当行はその処理をする義務を負いません。</p> <p>5.強制解約</p> <p>6.反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>7.サービス利用口座・振込先口座の削除</p>
第21条 サービスの休止	第20条 サービスの休止
第22条 サービスの利用停止等	第21条 サービスの利用停止等
第23条 サービスの終了	第22条 サービスの終了
第24条 免責事項	第23条 免責事項
第25条 移管	第24条 移管
第26条 通知手段	第25条 通知手段
第27条 本サービスの追加・変更・中止	第26条 本サービスの追加・変更・中止
第28条 取引の記録	第27条 取引の記録
第29条 契約期間	第28条 契約期間
第30条 規定の変更	第29条 規定の変更
第31条 譲渡、質入れ等の禁止	第30条 譲渡、質入れ等の禁止
<p>第32条 関係規定の適用・準用</p> <p>本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定、各種カードローン規定、振込規定、口座振替規定、証券総合取引規定および自動けいぞく(累積)投資規定等の各規定により取扱います。</p>	<p>第31条 関係規定の適用・準用</p> <p>本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定、各種カードローン規定、振込規定および口座振替規定等の各規定により取扱います。</p>
<p>第33条 緊急停止</p> <p>2.緊急停止をおこなった場合、予約された振込振替取引のうち停止期間中に振込振替の指定日を迎える取引については未処理となります。その他、投資信託、外貨預金、住宅ローン等の当行所定の手続きについては処理します。</p>	<p>第32条 緊急停止</p> <p>2.緊急停止をおこなった場合、予約された振込振替取引のうち停止期間中に振込振替の指定日を迎える取引については未処理となります。その他、外貨預金、住宅ローン等の当行所定の手続きについては処理します。</p>
第34条 準拠法・管轄	第33条 準拠法・管轄

2. 改定日

2021年1月9日

3. お問い合わせ先

インターネットバンキングヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-723150

受付時間：平日9時～21時、土日祝日9時～17時

以上